

## 第8回 特定複合観光施設区域整備推進会議 議事録・議事要旨

### 一 会議の日時及び場所

日時：平成29年7月18日（火）10：00～12：00

場所：官邸2階大ホール

### 二 出席した委員の氏名

熊谷亮丸委員、櫻井敬子委員、篠原文也委員、武内紀子委員、  
丸田健太郎委員、美原融委員、山内弘隆議長、渡邊雅之委員

### 三 議事

1. 開会
2. 公共政策としてのIRについて
3. 全体レビューについて
4. 刑法の賭博に関する法制との整合性について
5. 閉会

○山内議長 おおむね定刻でございますので、ただいまから第8回「特定複合観光施設区域整備推進会議」を開催いたします。本日は、大変お忙しい中、御参集いただきまして、どうもありがとうございます。

本日の進め方でございますけれども、まず、公共政策としてのIRにつきまして、事務局から説明いただき、また、武内委員から御説明を聴取いたしまして、意見交換とさせていただきます。これが1つ目です。次に、全体レビューといたしまして、事務局からの説明を聴取した後に、意見交換を行いたいと思います。これが2つ目です。3つ目ですけれども、刑法の賭博に関する法制との整合性について、法務省及び事務局からの説明を聴取した後に、本日御出席いただいております刑法の専門家でいらっしゃいます中央大学大学院法務研究科の井田良教授より、プレゼンテーションをいただきたいと思っております。その後に、法務省の見解を伺った上で、意見交換とさせていただきます。

なお、全体レビューについてでございますが、これは委員間で自由闊達な議論をさせていただくという目的がございますので、資料、議事録は非公開とさせていただきたいと思っております。

それでは、恐縮でございますけれども、プレスの方の退室をお願いいたします。

#### 【プレス退室】

○山内議長 それでは、議事に入ります。まずは、公共政策としてのIRにつきまして、事務局から5分程度を目安として資料説明をいただきたいと思っております。それでは、御説明をよろしくお願いいたします。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 それでは、お手元の資料1-1「公共政策としてのIRについて」という資料で簡単に御説明させていただきます。この公共政策としてのIRにつきましては、第2回目の推進会議で関係省庁よりこのIRを通じてどのようなことが実現できるのかということについてプレゼンテーションがあったところではございますけれども、今日の資料は、特に民間事業者の自由な発想を生かして、どのように魅力的かつ高い経済効果を有する事業がIRを舞台に実現できるのか。特に諸外国のIRの模様等を含めまして、ビジュアルに御説明をさせていただきます。

まず、1ページ、ここはおさらいでございますけれども、日本型のIRにおきましては中核施設をきちんと設けまして、それぞれの中核施設がそれぞれ我が国を代表する施設として国際競争力の高い滞在型観光の実現を目指していくというコンセプトに基づいて、これまで検討をしてまいりました。中核施設といたしましては、MICE誘致戦略の中核となる機能、日本の魅力の「ショーケース」となる機能、日本の旅の「ゲートウェイ」の機能、様々なニーズを生み出す宿泊機能を有するものと位置付けたところでござい

して、これによって2030年に日本の訪日外国人旅行者数につきましては6,000万人、訪日外国人旅行消費額については15兆円を目指すといった、既にあります政府の公共政策の実現を強力に後押しするものになっていくと考えております。もちろんこれら4つの中核施設を中心としてIRをどのようなものにしていくのかということにつきましては、下の四角にありますように、民間事業者の資金・自由な発想を活かして、より魅力的、かつ、高い経済効果を有する施設の設備・運営を実現するというコンセプトでございます。

2 ページ以下は、これを諸外国のIRではどのように実現しているかということを経営に示したものでございます。まず、民間の自由な発想を生かして多様なコンテンツが提供されているところがございますけれども、図にありますように、諸外国では、昼夜を問わず、ビジネスからファミリーまで、上質なことから手軽なものまで、色々なニーズに応える幅広いコンテンツが提供されているところがございます。さらに、日本型IRでは、思い立ったらすぐに気軽に日本各地へ行けるような送客機能も付け加えることで、日本全体にIRの効果が及ぶような姿を目指していくということをこれまで御議論いただいたところでございます。

3 ページでございます。多様なコンテンツの1つの分野といたしまして、ショービジネスの展開があると考えております。ラスベガスでは、ここに触れてあるような世界的にも有名な公演が、世界的にも大きなクラスの劇場において、しかも通年にわたって公演が行われている等、世界最大級のショービジネスの本拠地という形になっております。ここでは一流アーティストのコンサートやスポーツのタイトルマッチ等が大きな集客効果をもたらしているところがございます。また、経済効果という点では、これらのコンテンツを放映権等を通じて世界中に売ることによって、日本では考えられないような大きな経済効果をもたらすイベントが行われております。日本のIRにおきましても、日本ならではのコンテンツを使って、こういったワールドクラスのショービジネスを展開していくことが期待されるところでございます。

4 ページでございます。諸外国のIRにおきましては、施設そのものが非常に大きな意味合いを持っております。個性的・象徴的な施設が整備され、非日常的な空間を創出することにより、世界中の人々を惹きつける魅力となっているのでございます。日本のIRにおきましても、このような型破りで印象的な空間の創出を目指していくことが考えられないかということでございます。

また、5 ページは、家族でも楽しめるテーマパークでございますけれども、ビジネス客だけでなく家族も一緒に楽しめる空間を提供しているのがシンガポール等のIRでございます。また、ナイトライフも充実しております。日本のIRにおきましても、大人だけでなく家族も一緒に、また、昼夜問わずに楽しめる空間の創出を目指していくことが望まれているところでございます。

最後に、6 ページ、7 ページ、8 ページで、特にシンガポールを例にとりまして、公

共政策として導入されたIRがどのような効果をもたらしているかということを確認させていただきたいと思えます。シンガポールにおいては、2005年に、リー・シェンロン首相が国策としてカジノを含むIRを誘致することを決断しました。

7ページの2005年のリー・シェンロン首相演説を見ていただきたいと思っておりますけれども、リー・シェンロン首相が国会で行いました演説におきましては、シンガポールがなぜIRを導入するのかということにつきまして、まず、シンガポール自身のアジアマーケットにおけるツーリズムの現状の分析がなされております。まず、マーケットシェアの低下でございます。1998年の8%から2002年の6%へとシンガポールのアジアマーケットでのツーリズムのシェアが落ちてきている。また、シンガポールでの旅行者の滞在時間が減ってきている。1991年には4日ございましたけれども、2005年時点では3日ということで、一方、香港では4日、ロンドンでは5日、ニューヨークではほぼ1週間の滞在時間があるところでして、要は、シンガポールが国際観光客からはつまらないところだと思われるという分析でございます。7ページの上から4行目のところですが、シンガポールは旅行者の目的地としても魅力を失ってきている、シンガポールは大勢の人々を魅了する観光資源に関するプロジェクトへの投資を行ってこなかった、そのため、旅行者の目を引く資源が少な過ぎるのだ、という分析でございます。

一方、世界中の都市、実際に演説の中では、ニューヨーク、パリ、ロンドン、上海、香港、タイ、マレーシア等といった国が、どのような努力、投資をしているかということに触れた上で、結論としまして、シンガポールが検討すべき問題は、シンガポールがこの新しい世界の一員となるか、あるいは無視され、取り残されるかという選択なのだ、という提示をしております。IRのコンセプトといたしましては「Not a Casino, but an IR」ということで、我々はカジノの導入について検討しているのではなく、IR、統合型リゾートの導入について検討していると。IRは、レジャーやエンターテインメント、ビジネスの場と呼ぶべきものだ、あるいは、IRは、毎年大勢の人々を魅了しており、その大多数はギャンブルをするためにIRに来ているのでない、リゾートを楽しむ旅行者であり、展示会や会議に参加する経営者やビジネスマンたちなのだ、という形でIRのシンガポールにおける位置付けを明確にしております。

その上で、8ページでございますけれども、2005年時点では、シンガポールは2つの候補地に対する事業構想公募をしておりましたので、その結果を簡単にまとめる形で、2つ目の○ですけれども、マリーナ・ベイ地区は大規模なビジネス・コンベンション機能、3つ目の○ですけれども、セントーサ地区は家族連れや休暇を楽しみに来た旅行者を魅了する家族向けのリゾートにしていくのだということで、2つを合わせて、シンガポールが、今後、未開拓の大規模な市場機会を提供するものになるのだという公共政策上の認識を明確にしております。

6ページに戻りまして、このような公共政策としてのIRを位置付けて、明確な目的意識を持ってIRに投資したことにより、開業後の数年間の間にシンガポールでは目覚まし

い公共政策上の効果が表れてきております。6ページの表にいくつかをまとめましたけれども、シンガポールを訪れる外国人旅行者数は56%の伸びでございますし、外国人旅行消費額は86%の伸びでございます。また、エンタメ関連の外国人旅行者の消費額は、2,897%の伸びになっております。また、国際会議の開催件数も23%の伸び、また、BTMICE目的の訪問人数も44%の伸び、地元のホテルも加えまして、ホテル産業におきましては、キャパシティが30%伸びた上で、さらに稼働率も75%から85%へと13%の伸び、ホテルの客室単価は、既存のホテルも含めての数字でございますけれども、通常のホテルルームで36%の伸び、高級な部屋におきましては50%近い伸びという形で、IRを公共政策として位置付けたおかげで、明確な公共政策上の効果が発現しているというのがシンガポールの例だったと考えております。

ぜひ日本でもこういう形でIRを公共政策上にきちんと位置付け、狙った経済効果を実現していくような構想をまとめていくことが必要かと考えている次第でございます。以上でございます。

○山内議長 どうもありがとうございました。それでは、続きまして、IRを活用したMICE誘致の効果について、武内委員から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○武内委員 それでは、資料を御説明します。全体の流れとしまして、MICEとその現状の課題をお話ししまして、その上でIRができたときに、MICEに関連してどのようなことを期待しているかということ、その後、効果やそれ以外の課題について触れたいと思います。

まず、MICEの意義のところですが、M、I、C、Eに関しては御説明するまでもないところなのですが、過去、日本でMICEという言葉に触れ始めたのはおそらく2004年から2006年頃だったと思います。それまでももちろんこの言葉はあったのはあったのですけれども、Conventionは国交省、Exhibitionは経産省、Eventに関しては博覧会等が経産省で、音楽・スポーツイベントは文化庁・スポーツ庁というところ、もちろんMeeting、Incentiveに関しては、従来は民間のイベントということではほとんど国としては関わっていらっしやらなかったこともありまして、観光庁でMICEは管轄してまとめてはおられるのですけれども、なかなかそれぞれが一括で同じ方向からということにはなりにくい状況かと思っております。

MICEの意義ということで、コメントをしだすとたくさんあるのですけれども、一般によく観光庁からも挙げられているのが資料の3点です。MICEの意義自体は、何となく概念的に御理解いただけるかと思っておりますけれども、例えば、ドイツは、戦後の復興策として見本市を取り上げて、メッセが非常に盛んな国になっています。これはもちろん展示という経済活動の点があるのですけれども、それで多くの人が集まるということがポイ

ントになったと思っています。今、アジアの諸都市におきましてMICEが非常に注目されており、MICEに関する施策が進んでいるというのが今の全体の状況かと思えます。

2 ページですが、MICEの現状ということで、1 行目の「MICE市場における日本の国際競争力は相対的に低下している」というのは、観光庁からの第2回推進会議での説明にもあったのですが、国際会議協会が出している統計では、過去大体25年の間に、アジア太平洋地域の国、ここでは、中国、韓国、シンガポール、オーストラリア、日本を取り上げた場合なのですが、これらの国々に占める日本のシェアが51%から26%、グラフを掲載しておりませんが、大体半分ぐらいに落ち込んでいるというのがここ25年のトレンドです。そういった現実の中で、どう考えるかということなのですが、まず、MICE誘致競争における日本の強みを振り返るということで行きますと、ここに挙げたのは一部ではありますが、学術や産業、経済力、そういったところではもちろん力がある。GDPでは世界第3位ですし、それに伴い各界のキーパーソンも存在する。こういうことは誘致において大きな力になるということはありません。コンテンツの豊富さとして、今、観光資源が非常に豊かだということも話題になっておりますし、アニメ等のクールジャパンの他、世界を魅了するコンテンツもたくさんあるということもある。さらに、安全・安心、治安の良さということもメリットとして挙げられますし、MICEの運営自体もきちりこなすということ、色々と挙げられるところではあるのですが、一方で、MICE競争力が低下しているということは何故なのかということがあります。左上の海外の競合国ということでは、特にアジア太平洋地域の国々です。欧州・米国からアジアへと地域ごとに開催が回ってくる国際会議がたくさんありまして、ということは、特にアジアの中で競合になります。その中で、今、都市ランキングとしましても、MICEについて上位に来るのが、シンガポールであり、韓国であり、先ほど挙げましたオーストラリア、中国、香港というところが挙がってくる。それに加えて、さらにタイ、マレーシア等も注力しているという状況です。各国とも国策として推進しているということがありますが、特に先ほどもありましたシンガポールや韓国でいいますと、国内産業の強みを発揮するというよりも、外から持ってこなければいけない、死活問題と捉えられているところもあって、そういった意味では、外からの人を取り込んでこれるMICEには国を挙げて取り組んでいる状況があります。その一方で、日本に関しては、右の3つ目なのですが、製造業、ものづくりが非常に強いですし、それが力があつたということもあって、サービス産業、観光の一環という分類にあるMICEに関する注目度は、全体の産業の中では非常に低かったのではないかと思います。併せて、本来のMICE施策は、都市が中心になる。先ほどの中国、韓国は、都市と合わせて国が旗を振っている状況なのですが、日本の場合、都市については、地方公共団体の財政難が非常に言われているところでもあります。その中で、施設の問題、人材の問題で取組みには限界があるという声が聞かれます。左なのですが、大規模なMICE受入れのための施設の整備について、過去日本は、施設が非常に進んでおり、各国から見学にも来られるという状況だ

ったのですが、現時点では大規模なものが不足しているという声が非常に多くあがっています。例えば、よく日展協のあげる資料で出てくるのですけれども、展示場に関しては、今、世界では、ドイツ、中国が50万、40万㎡という施設を持っているのに対して、日本は今度東京ビッグサイトを拡張しまして10万㎡強というところであり、世界では70番台ということなのですが、ますます落ちていくのではないかとこのところもございませう。東京ビッグサイトでも、コンベンションセンターで一番大きいパシフィコ横浜でも今、非常に稼働率が高いということで、維持管理に必要な日数を考えると100%に近い状況です。各地で拡張の工事も行われているところではありますけれども、なかなかいざ誘致をするといったときに余地がないという声も非常に多く聞かれており、こういった施設面における限界に来ているところがあるかと思えます。あと、他に挙げております、マーケティング力とか、夜間のエンターテイメント等の課題がいくつか唱えられているのが現状ということで、ちょっと行き詰まりに来ているかな、というのが2ページです。

そこで、IRがこの起爆剤にならないかということで、MICEを取り上げていただいているというところがあります。IRの中で、MICE施設がどのようにあってほしいかということなのですが、まず、初回でも検討いただきました一体型ということ、MICEを行う上で色々な機能を施設として持っていてほしいと思います。ここではコンベンションコンプレックスと書いておりますが、これを構成する施設として会議場・展示場・ホテルということを挙げております。これを一体的に整備するというのはぜひ実現していただきたいと思っております。

次の4ページなのですが、ミーティング、インセンティブ、コンベンション、エキシビジョン／イベントの中でこういった施設を主として使うのかというのを、マル・ペケの形で挙げております。ただ、これは、会議場とか展示場に限っているというわけではなくて、色々な使い方もできますので、それだけではないというところがあるのですが、それぞれの施設も十分充実させた上で、さらに多種多様な施設も欲しいという、ちょっと欲張った話ではあるのですが、挙げております。左側の会議場、展示場、宴会場と書いたところ以外にも、劇場型のホールやアリーナで色々なイベントが開催されます。そういったものもまとまってできればというのが非常に期待するところです。この中なのですが、例えば、コンベンションに関して言いますと、もちろん会議場が主となる施設ではあるのですが、例として、京都は都市ブランドで非常に注目される場所でありながら、京都に誘致する場合に非常に問題になりますのが、大きな会議の場合、展示ができない。拡張工事が進んでいますが、今のところ展示のスペースが最大で3,000㎡しかないのです。そうすると、大型のものはその段階ではねられるということになります。また例えば展示も、最近、非常に多くのカンファレンスを併催していて、情報をそこで得るというニーズが高いと伺っているところで、例えば、インテックス大阪は、展示場としては非常に大きいのですが、会議施設が非常に少ないという状況です。色々

な機能を複合的に持っているということは、大型のコンベンション、展示会、インセンティブを誘致する場合に大きな強みになりますし、逆にそれが無いことで、せっかく主機能は揃っているのに誘致ができないということも考えられ、そういう意味では複合化が望まれる状況かと思えます。そこで、IRにこれらをつくる場合はぜひこういった機能をそろえるということに非常に期待がかかるところです。大規模なMICE施設の開発としては、スペースの点、投資の点ということでも、IRによるものがラストチャンスではないかというぐらいに考えております。

次に、5 ページですが、スペースに関して海外のIRの比較で挙げたものであります。ここに挙がっていないものもありますが、日本では、一堂に会して会議ができる最大規模の会議スペースということでいくと、東京国際フォーラムのホールA、パシフィコ横浜の国立大ホールが約5,000人が入るスペースになるのですがけれども、例えば、マリーナ・ベイ・サンズでは最大8,000人、シンガポールは、このサンズ以外でも、すぐ横にサンテックという会議場があり、1万2,000人が入るホールがあります。韓国もここに挙がっていませんが、COEX、都市型のコンベンションセンターですが、7,000人が入るということで、既に5,000人を上回った数字のものを都市に持っているという状況です。こういったことで考えますと、相当の規模が必要ということが言えるのではないかと思います。展示場に関しては、先に触れたいいわゆるウォーターフロント等にある展示場とか、大きなところ、40~50万㎡がありますけれども、IRの中では、ここで見ていただけますように、そこまでのものはありません。どのような土地の使い方、エリアを考えるかということもありますけれども、コンベンションとセットの場合も、それから展示場だけの活用の場合も、それなりの競争力のある規模が必要とされると考えております。

次に、6 ページになります。MICEは、MICEをいかに開催をするかということも重要なのですが、誘致であったり、開催の評価というところにはそれ以外の要素も加わってまいります。特に、MICEがどうだったか、良かったかという評価を聞いた場合に、学術の会議等でも、研究発表の内容とは別に、食事がどうだったとか、社交行事が良かったとか、非常に印象に残る点としてそういうことが挙がるのが非常に多くあります。和食の価値も上がっていたりと、日本に関しては、色々なコンテンツがありますが、ヨーロッパ等に行くとお城でパーティーができてしまうとか、そういったユニークベニューが特別感を持ちながら開放されているというところもありますので、それにいかに近づけるかということでも、先ほどありましたIRの色々なエンターテイメント的な要素とか、施設の多様性などには期待したいところです。

合わせて、日中の会議終了後、色々な行事も終わった後のナイトライフをさらに楽しみたいという声がありますが、なかなか日本ではそれが適わないというのがここまでの通例だったのですが、IRでは、こういった機能も備えていることで非常に評価の高いMICEを開催することができるのではないかと。それがまた誘致とか、そういったこと



にプラスになる可能性があるのではないか。コンベンション、MICEに関しては、御家族を連れていらっしゃるというケースもありまして、そういった御家族について、会議に出ているお父さん、お母さんがいない間でも、近隣であわせてエンターテイメントを楽しめるということ、家族でのお休みの間もそういったものを活用できるということでは、IRの機能がまた魅力的なものになるのではないかと思います。

次の7ページに行きまして、IRでMICEを開催するということになりますと、アクセスの問題が課題になっております。IRからさらにプレ・ポストMICEということで、MICEの前後に各地に行っていただく、もしくは周辺で観光や色々なところに行っていただくということでは、市街地の開発等、観光の資源の充実化が重要です。さらにIRからより遠く、周辺エリアのお楽しみから他都市への送客エンジンになるといった機能も期待されますので、それもIR開発に伴ってプラス要素として出てくるのではないかと期待される場所です。

次の8ページに行きまして、資金の問題。循環を書いています、大きくは上の赤い箱と左の緑の箱です。カジノの収益自体をMICEの誘致・開催、独自のMICEの創出、そういったものに資金として流動性を持って回してもらえんということが、MICE誘致、開催成功に向けての原動力になるということが挙げられると思います。MICEの施設の経営自体は、建設費も非常にかかります。また、運営については、採算が合う場合もありますけれども、世界的に見ましても、MICE施設をやってもうかるケースはほぼないといえますか、さらに副次的な効果、社会的・経済的な効果をにらんでやっているというケースがほとんどです。それで大型施設が公共を伴う形でつくられているというのが現実かと思えます。その中で、こういったことに開発の投資が向き、それを補っていけるカジノ収益が、副次的な効果をさらに大きく生むMICEの運営の支えとなることができるのではないか。合わせて、お金を回す以外に、誘致の際に、戦略的に会議場の費用を安くするとか、そういったやり方での支援もありうると考えております。

次に9ページにいきまして、今までのことを大まかにまとめました。大規模な複合的施設ができることで、誘致・開催の競争力が上がる。それから、エンターテイメントとかナイトライフの魅力が付加される。アクセスとか都市インフラの整備が進むことで、来る方も出ていく方についても色々な効果が発揮できる。そういった各種の機能が経済エンジンとなって競争力を向上する。合わせて、カジノオペレーターが、世界的なマーケティング力、営業力を持っているということが考えられますので、特にインセンティブ、ミーティングの誘致に当たり、これまでの誘致活動にプラスして、より大きな活力になるのではないかと考えております。

次、10ページを飛ばしまして11ページ、またおさらいのような形になりますが、MICEによりもたらされる効果としては、経済効果、社会効果があると言われているところです。

この中で経済効果の方なのですが、特に消費額は次の12ページに挙げております。大

体一般観光消費額として期待されているものに対して、国際会議、コンベンション、MICEに参加するために訪日する人の消費単価は、約倍という結果が出ております。これは、消費額について2020年、2030年に、8兆円、15兆円を達成するという目標のためには、人数に比して非常に消費額が上がるということで、非常に期待される場所かと思いません。また、この単価も会議の種類によってはさらに上がるということも記録されておりました、そういったことが期待できるかと思いません。

右側の社会効果は非常に大きいと言われてはいますが、特に色々なビジネスのイノベーション創出を期待できることは非常に大きな効果と考えております。例えば、シンガポールでは、金融、バイオメディカル、ヘルスケア、環境、エネルギーにターゲットを絞って、MICEを集中的に誘致すると同時に、その産業振興を強力に行って、海外から人も招聘して、産業を振興していくという総合的な政策をとっていると言います。そういう意味で、MICE自体は、ある意味、MICEという物があるというわけではないのですけれども、どんなものにも当てはまるということでもありますので、活用方法を広げていくことで大きな効果が期待できますし、それがIRにおいてMICEに注力していく意味だろうと考えております。

13ページ、最後になりますけれども、それでは、IRができてMICEの施設ができて、環境を整えようまくいくのかといいますと、もちろんそれが機動力になるということもあるのですが、オールジャパンとか、自治体と合わせて、関係者が全員連携して誘致に向かうということが必要だと思っています。また、カジノから上がってくる収益に関して、再投資の方法はどのようになるのか。企業内での活用のされ方を、どう規制するか。合わせて、一般財源になったものをどのようにMICEの方に振り向けることができるか。また、一番下、「MICE開催やプレ・ポストMICEに誘導するインセンティブを検討」と、これはちょっと言葉が足りないのですが、どうすれば日本の主催者がそれをやりたいと思うかということ、海外の本部が主催するとしても、日本のホストがいるわけで、そういう人や団体の動機付けやモチベーションになる動きが必要ということもまた検討いただければと思っています。それから、ここにも挙げていないのですが、国際本部、アジア本部の誘致がアジア地域では非常に熱心に進められています。先ほど挙げましたアジア各国に対して、日本ではほとんど動きがないということも課題です。アジアの本部があることによって、それを基軸にしたMICEが開催されている。国際本部が多数ある欧州が好例なのでありますが、こういった動きも必要になってくると思っています。以上です。

○山内議長 どうもありがとうございました。それでは、これまでの御説明について、質疑・意見交換を行いたいと思いますので、御質問あるいは御意見のある委員は挙手をお願いしたい。どうぞ、熊谷委員。

○熊谷委員 どうもありがとうございました。事務局と武内委員のビジュアルな資料で御説明いただきまして、IRの公共政策としての意義が非常に具体的なイメージとして湧いてきたということで、御礼を申し上げます。

私からは、お2人の話を敷衍する形で、エコノミストという立場でこの政策の重要性について申し上げたいと思います。私は、基本的にアベノミクスの方角性は正しい、一定の成果を上げているという立場でございますが、その残された最大の課題が、賃金がなかなか上がらないということ。これについては、多くの有識者の見解が一致しているところではないかと思えます。

それでは、なぜ賃金が上がらないかという点、労働生産性、特にサービス業の労働生産性が低迷していることが非常に大きいわけであって、経済の7割を占めるサービス業の生産性が、日本はアメリカの半分しかない。成長戦略の核が何かといえば、一部で農業だという話がありますが、農業のGDPにおける規模は5.6兆円しかないわけでございますので、よしんば3倍に増やしても、日本のGDPは11兆円程度しか増えない。ところが、アメリカの半分しかないサービス業の労働生産性、これをアメリカ並みに引き上げることができれば、計算上は200数十兆円の規模で日本の経済に対するプラスの効果が効いてくるということでございますから、桁違いの経済効果が存在するわけです。

サービス業の労働生産性の低迷の要因を調べてみると、1つは、技術で勝って商売で負ける等と言われますけれども、非常に良いサービスを提供しているのだが、適正な値段をとってないということ。もしくは、国際比較で見ると、無形資産と言われるブランド力、教育投資等が弱いということが大きな問題である。

例えば、近年、日本に開業した1泊20万円位のホテルも、海外のセレブが殺到してなかなか予約がとれない状況になっている。また、中東の富豪等は、極端な話、1泊1,500万円位するホテルに2週間単位ぐらいで泊まるわけでございますから、ある意味で日本の奥ゆかしいビジネススタイルを修正して、国際標準に近づけることが極めて重要なのではないかと思います。

結論としては、IRをきっかけにして、日本のビジネス感覚をもう一度磨いていくということ。例えば、広い視野を持って経営力を高めることが、日本経済再生の非常に大きな起爆剤になるのではないかと考えます。単なる経済の一分野の政策ではなくて、日本のサービス業全体の労働生産性を上げる起爆剤という意味で、IRには公共政策として極めて大きな意義が存在するのではないかと思います。私からは、以上です。

○山内議長 ありがとうございます。丸田委員、どうぞ。

○丸田委員 丸田です。私は、質問がございまして、特に武内委員に教えていただきたいことがございます。民間事業者の声を聞いていると、MICEに関しては、特に日本にいとビジネスモデルが非常に構築しづらいという声をよく聞きます。特に、計画する施設

の面積のことだったり、後は顧客を連れてくるといっても、今、実際に施設がないことを理由として日本を通り過ぎていくMICEマーケットは一体どの程度の規模があるのかといったところは非常に掴みづらいというところがございます。それに関連して2点お伺いしたいと思います。1つは、特に展示場として巨大な面積の施設が必要だというのは、ロジックとして分かるのですが、実際にこれが建築されるのはかなり先になるということがあります。また、アジアの中でのポジショニングによって競争力が決まるということなのですが、将来的な観点を考えると、面積以外に何か、日本を生かした独自のMICEをつくるという意味で、例えば、より質的なものだったり、何か違った形での競争力ある施設や、マーケットの変わりつつある方向性とか、そういうものがあればぜひ教えていただきたいというのが1点です。

2点目は、特に日本にいとマーケットがあまり見えないということなのですが、ざっくりとした規模感があれば教えていただきたいということと、IRができた場合に、日本でやるに当たって、ここにも書いていただいているのですが、もちろんオペレーターの中にもMICEに強いところ、弱いところがあるのですけれども、カジノオペレーターは、マーケットの中で非常に主体的なポジションにいて、IRができれば十分日本にMICEを誘致することができそうなのかといったところを、マーケットの視点で教えていただければと思います。

○山内議長 ありがとうございます。武内委員、よろしく申し上げます。

○武内委員 的確な答えがどこまでできるかというのが問題なのですけれども、おっしゃるとおりで、例えば、IRができるのがあと何年後かで、その間に他の都市も進んでいるということがありますので、必ずしも大きなものができればそれで終わりということではないと思っています。そういった意味でマーケットをどのように追いかけていくかということと、誘致力の強化は非常に密接だと思っています。今、国内のそれぞれの都市、それぞれの企業も、そういったことを考えながら、アライアンスなどを海外の各都市と組んだり、情報収集先を広げたりということをしています。今、これだということは申し上げられないのですけれども、そういった世界の動きとか、色々な意味での共同施策を、都市間や企業間でやりながら動いているという感じがございます。

それから、規模感に関してのマーケットの色々な数字が確かに海外では出されているのですが、なかなか日本では市場統計が出にくいところで、国からも出せないかと業界に言われているところなんです。そういったことを出して見えるようにしていかなければいけないというところはあります。アメリカをはじめ海外ですと、例えば自動車産業にも近いぐらいの観光産業の中で何分の一はMICEが占めるとか、大きな数字が出されており色々な扱い方はあるとは思いますが、サービス産業の中でも、色々な角度から見ることでできる事業でもありますので、可能性としては非常に大きいのではないかと。

といいますのは、少しだけ話を出しましたけれども、MICEに何かがあるというわけではなく、そのMICEをやるのに、例えば、自動車産業のMICEもあればサービス産業のMICEもありますし、色々な分野で何かをやる時にそれに合わせてMICEをセットしてやるのが起爆剤になり得るということです。それぞれ戦略的に組んで、MICEを誘致することもありますけれども、つくっていくMICEというのもあります。特に展示会等では、もちろん誘致する展示会も例外的にありますけれども、海外ですと、アメリカ版のものをアジア版として持ってくるというケース以外は、展示会自体をつくって発信していくというものも非常にたくさんありますので、それをどのように施策的にやっていくかということも一つの大きな方向性かと思います。

○山内議長 よろしいですか。

○丸田委員 はい。

○山内議長 どうぞ、渡邊委員。

○渡邊委員 今日の事務局、武内委員からの御説明、いずれも非常に公共政策上の重要性を示していただいたのかなと思っております。

特に私が今日の資料の中で重要だと思ったのは、事務局から説明のあった資料1-1の中の7ページで、リー・シェンロン首相の演説の抜粋です。この中では、なぜシンガポールでIRを導入しなければならなかったかということが、端的かつ非常に分かりやすく、深刻なものなのだということで書かれている。ぜひ推進会議の報告書の中でも、IRがあったらいいですよといったメリットだけではなくて、どうして今IRが必要なのかということもぜひ打ち出していただけたらと思います。以上です。

○山内議長 ありがとうございます。美原委員、どうぞ。

○美原委員 御説明ありがとうございます。公共政策としてのIRに関する事務局の説明は、確かに分かりやすいし、このとおりではないかと思います。

1点だけ気になったことを意見として言わせていただきますと、中核機能のあり方は、このとおりなのでしょう。けれども、必ずしも画一的ではなくて、地域ごとに微妙に違うのではないのでしょうか。同じ施設をあちこちに作っても仕方がないわけであって、同じ中核機能でも、地域ごとに地域の良さを反映するような考え方、それには地方自治体のマスタープランとか、民間事業者の創意工夫とか提案とかに反映されてくるものがあるのではないかと思います。この説明のみですと、何か画一的なものを強制するのではないかという印象がありますので、この考え方は、地方自治体とか民間事業者の創意工

夫を活かす、地域なりの中核機能の展開のあり方も選択肢としてありうるということをごくどこかにお寄せの方が、より適切、あるいは前向きな報告書になるのではないのでしょうか。今後報告書にする際は、その辺の柔軟性をも考慮して、文章を記述した方がよいのではないかと思います。これは、変えろということではありません。あくまでも中核機能を維持しながら、柔軟な発展性をその中に入れてはどうかということです。

○山内議長 他に御発言はございますか。どうもありがとうございました。

先ほどもありましたように、MICEはあまりもうからないということで、IRの中で一体としてやるということが一つありますけれども、私の知っている限りでは、自治体の関与の度合いが、例えば、ハノーバーとか、オランダとか、かなり大きいところがあります。今回はIRということで、地域独自のものを作って、今、美原委員がおっしゃったように地域の創意工夫を活かすことで、その辺がうまく重なるととてもうまく機能するのではないかという感じは持っております。そんなことも参考にいただければと思います。

ここで公共政策に関するIRの議論は終了ということになりますので、経済産業省と観光庁につきましては、ここで御退席でございます。よろしくお願いいたします。

#### 【経済産業省・観光庁 退室】

○山内議長 次は、刑法の賭博に関する法制との整合性について、議論をしたいと思えます。まずは、法務省から、刑法における違法性阻却の考え方について御説明いただきたいと思えます。それでは、どうぞ御説明をよろしくお願いいたします。

○菊池法務省大臣官房審議官 法務省の官房審議官をしております、菊池と申します。どうぞよろしくお願いいたします。法務省からは、当省が所管する刑法における違法性阻却の考え方と賭博に関する特別法の立案に当たって考慮されるべき事項等について、私どもの考え方を御説明申し上げます。

お手元の資料、右肩に「資料2-1」とございますけれども、こちらに沿って御説明申し上げます。最初に、刑法における違法性阻却の考え方を御説明申し上げます。資料の1ページをご覧ください。刑法を含む刑罰法規は、個別的な犯罪を類型化して規定しており、これを構成要件といいます。犯罪が成立するためには、まず、行為者が行った行為が特定の構成要件に該当することが必要となります。構成要件は違法行為の類型でございますので、ある事実が構成要件に該当する以上、特別な事情がない限りその事実は違法性を帯びるものと推定されます。犯罪が成立するためには、行為が構成要件に該当し違法性を帯びることの他に、行為者に責任が認められることが必要となります。

このように、犯罪が成立するためには、構成要件該当性、違法性、有責性をそれぞれ

満たす必要がありますが、構成要件に該当する行為が違法性を具備しない場合がございます。先ほど特別な事情と申し上げましたけれども、これが違法性阻却事由と呼ばれるものになります。

刑法には、構成要件に該当する行為の違法性が阻却される場合を規定しております。具体的には、刑法第35条が定める法令行為と正当業務行為、刑法第36条が定める正当防衛、刑法第37条が定める緊急避難がございます。資料にも記載してございますとおり、競馬等の公営競技は、刑法第185条の賭博等の罪の構成要件に該当する行為を行うものではありませんけれども、競馬法等の法令に従って行われるものであれば、その行為の違法性が阻却されることとなります。IR推進会議において議論されておりますカジノについてでございますけれども、そこで行われる行為は、賭博等の罪の構成要件に該当すると考えられますが、そのような賭博等の罪の構成要件に該当する行為でありましても、これを許容する法律が制定された場合は、その法律による限り、刑法第35条によりまして、その行為の違法性が阻却されることとなります。昨年の臨時国会におきましては、いわゆる推進法の審議の中で「違法性阻却」という言葉を聞くことがございましたが、違法性阻却が問題となるのは、あくまで賭博等の罪の構成要件に該当する行為を許容する法律が制定されて、その法律に従って行為が行われた場合ということになります。

次に、賭博等の罪に該当する行為を許容する法律、すなわち、賭博に関する特別法の立案に当たって考慮されるべき事項を御説明申し上げます。刑法におきまして賭博等の罪が禁止されているのは、それが国民の射幸心を助長し、勤労の美風を害するばかりでなく、副次的には犯罪を誘発し、さらに国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれすらあるからだとされております。先ほど申し上げたとおり、法律によるものであればその行為の違法性は阻却されるわけですけれども、刑法が賭博等の罪を規定している趣旨を没却するような法律が制定されると、法秩序全体の整合性を害することとなりかねません。すなわち、一方で、刑法において賭博等の罪を規定してその保護法益を守るべきものとしながら、他方で、別の法律でこれを幅広く緩やかに許容することになれば、矛盾が生じることとなるわけでございます。

そこで、資料の2ページに記載してございますとおり、法務省といたしましては、法秩序全体の整合性を保つため、現在検討されている特別法におきましては、刑法が賭博を犯罪と規定した趣旨を没却しないような制度上の配慮がなされることが必要であると考えております。当省は、公営競技等の立法に当たりましても、刑法の賭博に関する法制との整合性を保つといった観点から、そのような制度上の配慮が必要であるとの意見を述べてきたところでございますし、この点は現在議論されております特別法においても同様であると考えております。

その上で、そのような整合性を判断するに当たって、幾つかの考慮要素を掲げることができると考えております。資料に記載してございますとおり、整合性を判断する際の主な考慮要素としては、上から順番に、目的の公益性、運営主体等の性格、収益の扱い、

射幸性の程度、運営主体の廉潔性、運営主体への公的監督、運営主体の財政的健全性、副次的弊害の防止等といった要素がございまして、これらは法務省が既存の公営競技等に係る特別法の立法に当たって意見を述べさせていただく際に着目していた点でもございます。昨年の臨時国会におきましては、いわゆる8要素等と言われることもございましたけれども、これらはあくまで特別法と刑法の賭博に関する法制との整合性を判断する際の考慮要素の例でございまして、その整合性はこれらの要素の一つの有無あるいは程度によって判断されるべきものではなく、制度全体を総合的に見て判断されるべきものであると考えております。

なお、以上、申し上げましたのは、あくまで刑法の賭博に関する法制との整合性という観点のみから指摘させていただいたところでもございまして、もとより特別法の検討に際しては、そういった刑法の賭博に関する法制との整合性という観点のみならず、その他の政策的な観点も含めて様々な観点からの検討がなされるものであらうと考えております。法務省からは、以上でございまして、ありがとうございました。

○山内議長 どうもありがとうございました。続きまして、事務局から資料説明をお願いしたいと思います。10分程度でよろしく申し上げます。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 それでは、資料2-3に基づきまして、事務局の考え方の整理を御説明させていただきます。

1ページと2ページは、法務省から御説明のありました事項について、再掲をしたような形になっております。問題の所在としましては、附帯決議第2項で1ページの下でございましてけれども、法務省から御説明のありました例示ではございますが、いわゆる8要素の観点から、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られるよう、十分な検討を行うこととされているところでございます。

また、2ページでございましてけれども、ただいま法務省の御説明にもございましたように、8つの考慮要素は、あくまでも判断をする上での考慮要素であるという旨の答弁が法務省の政府参考人からなされておりますし、また、この8つの考慮要素については、1つでも欠けていけば全く特別法としての許容範囲を超えるということではなくて、あくまでも総合的に制度全体を観察し、考察し、刑法との整合性が保たれているかを判断すべきものであるという旨の法務省政府参考人答弁もなされているところでございます。

事務局といたしましては、以上のようなフレームワークを踏まえまして、3ページでございましてけれども、「目的の公益性」をはじめとする諸要素につきましては、刑法が犯罪を規定した趣旨と整合しているものであるかどうかを判断する上での考慮要素の例示であるという前提に立ちまして、基本的には制度全体を総合的に考察、評価することが必要かつ適切であるという考え方をしております。



附帯決議の第2項に基づいて、検討を行ったものが四角で囲んだところになるわけですが、例えば、目的の公益性につきましては、これまで推進会議で御議論いただきました項目で言いますれば、カジノ収益の内部還元によるIR区域の整備を通じた観光振興あるいはカジノ収益の社会還元を通じた公益の実現といったことが重要な要素になってくると考えております。また、2番目の運営主体等の性格につきましても、カジノ事業免許の原則に基づく事業者その他の関係者が厳格な公的な管理・監督の下にあること、IR事業全体としましても、認定都道府県等と共同したIR区域整備の推進による公益を追求する主体として民間事業者が位置付けられていること、こういった要素が重要な事項になってくるのではないかと整理しております。3番目は、収益の扱いでございますけれども、カジノ収益の内部還元によるIR区域の整備を通じた観光振興等がIR制度全体の目的になっておりますし、カジノ収益からも納付金等の形で直接社会還元に充てられる財源を徴収すること、それから、カジノ収益が不当に外部に流出しないよう、カジノ事業者あるいはIR事業者の調達契約等をきちんとカジノ管理委員会が事前に確認をし、認可をするといった公的なチェックの仕組みを設けるといったこと、こういったことが重要な事項になっていくのではないかと考えている次第でございます。

以下、射幸性の程度とか運営主体の廉潔性につきましては、免許制による廉潔性の確保、内部管理体制の整備等、運営主体の公的な管理・監督につきましては、専門の機関でありますカジノ管理委員会を設置して規制・監督をしていくこと、IR事業全体を通じて、主務大臣・認定都道府県等による規制・監督がなされる仕組みを検討していること、また、運営主体の財政的健全性につきましては、免許申請時の財政的健全性の審査をはじめとして、事業を遂行している間も財務に関する内部管理体制等の整備を義務付けたりしていること、こういったことが重要な要素になるのではないかと。最後に、副次的弊害の防止につきましては、この推進会議でも議論いただきましたように、重層的／多段階的な依存防止対策とか、青少年の健全育成対策として、20歳未満の入場を禁止しようという制度設計、既存の犯収法にも上乘せをするようなマネロン対策等を検討しているといったことを整理しているところでございます。

3ページの2つ目の○に戻りますけれども、これまで推進会議で御議論いただいたような制度設計の事項を踏まえて、IR・カジノ制度全体を制度設計していけば、IR・カジノ制度につきましては、全体として、刑法の賭博に関する法制との整合性は図られていると考えられるのではないかとまとめてございます。

4ページ以下で項目ごとに検討していただいた制度設計の細かい点も全部書いてあるところではございますが、時間の都合上、以上のような総論的な説明にさせていただきます。以上でございます。

○山内議長 どうもありがとうございました。続きまして、中央大学大学院法務研究科の

教授でいらっしゃいます、井田良先生から、今般の制度のあり方と刑法の賭博に関する法制度の整合性について、御説明をお願いしたいと思います。それでは、井田先生、どうぞよろしく願いいたします。

○井田中央大学大学院法務研究科教授 おはようございます。中央大学の井田でございます。カジノ施設と刑法の賭博罪に関する規定との整合性につき、説明させていただく機会を与えていただき、ありがとうございます。最初にお断りしておきたいのは、今から申し上げますことは、一刑法研究者としての個人的な所見にすぎないということです。賭博禁止を解除するための条件というテーマは、刑法学者の間で議論の蓄積のあるところでは必ずしもありませんし、果たして現在の刑法学会の定説がどのようなものかも明らかではありません。以下の説明も、何らかの権威により裏付けられたものではない、私の個人的な意見の表明として御理解いただければ、大変幸いです。

お配りさせていただいたレジュメ、資料2-2とありますけれども、その「1 禁止とその解除」のところからお話し申し上げたいと思います。刑法という法律は、犯罪のカタログと言われることもあります。刑罰という制裁をもって一般的に禁止された行為を一つ一つ列挙しています。ただ、一般的には禁止の対象に含めた行為であっても、一定の条件の下にその禁止を解除することがしばしばあります。例えば、医師による外科手術は、ひとまずは刑法第204条の傷害罪の禁止規定に該当しますが、一定の条件を充たす限りで、刑法第35条後段の正当な業務による行為に含まれるとされ、その禁止は解除されます。

一般的な禁止に当たることと例外的な禁止の解除との関係は、先ほど法務省の御話にもありました、講学上、構成要件該当性と違法性阻却事由という用語により説明されています。刑法がその各則の規定により一定の行為を一般的に禁止するのは、それが刑法が保護する法益、これは法的観点から見て価値のある事態のことですけれども、これを侵害し、または危険にさらすからであります。医師の外科手術であっても、人の身体を傷つける行為であることは否定できませんから、刑法が保護する身体という法益を侵害する行為として構成要件には該当します。ただ、患者の健康の回復というより優越する利益の実現を理由に、その禁止を解除され、行為の違法性が阻却、言い換えれば否定されることとなります。なお、違法性とその阻却は、厳密には法領域ごと、行政法と刑法といった領域ごとに相対的に定まる面がありますので、行政法上の違法性と刑法上の違法性、すなわち可罰的違法性との関係についても検討が必要ですが、ここではかなりテクニカルな問題になりますので、省略いたします。

次に、「2 賭博罪の一般的禁止とその解除」のところまいります。賭博及び富くじに関する罪、それは刑法第185条以下に規定されているところですが、これにつきましても、一般的な禁止と個別的な禁止の解除という関係そのものは傷害罪と医師の外科手術の場合と同じです。賭博及び富くじに関する罪の禁止規定に当たる行為であっても、

禁止を解除する法令があれば、その行為は合法となります。現行法の下でも、公営競技が一連の特別法の規定により合法とされています。

カジノを運営することが、賭博場の開張（刑法第186条2項前段）に当たり、そこで行われる個々の行為が、賭博行為（刑法第185条本文）に当たるとしても、これを一定の要件の下に許容する法律の規定が設けられれば、刑法第35条前段の法令による行為として合法とされることになります。

しかし、禁止とその解除の関係の実質、その中身について見ますと、傷害罪等の一般の犯罪の場合と賭博罪の場合とは少々事情は異なっているように思われます。例えば、傷害行為を刑法が一般的に禁止する根拠に置かれているのは、人の身体という保護法益であり、それが原則的に侵害から守られるべきことについては異論がありません。これに対し、賭博罪については、一般的禁止の根拠であるべき保護法益の実体について見解の一致が見られないのです。賭博罪は、風俗に対する罪、すなわち、社会において、健全なもの、善良なものとして広く承認されている行動様式や生活秩序に対する罪、つまり、風俗犯の一つとされ、その中でも賭博罪は経済生活ないし労働の分野における健全な秩序の基礎となっている勤労の美風を保護法益とすると言われてまいりました。確かに、そのような社会的な法益はおおよそ観念することが不可能とまでは言えないでしょう。真面目に働くことがばからしく感じるような社会環境は想像可能だからです。しかし、他方において、個人の財産処分に関する自己決定権という、これもまた正当な保護法益が存在し、それはそもそも賭博の禁止と明白な緊張関係に立ちます。そればかりでなく、この社会においては、公営競技という、実質は賭博行為に他ならないものが許容されています。また、財産の得喪を偶然の事態に依存させる行為をいささか曖昧な形でギャンブル類似行為と呼ぶこととすれば、それはこの社会において色々な形態で広く行われています。こうしたことから、勤労の美風と呼ばれるものが賭博行為を一般的・原則的に禁止する根拠として大方のコンセンサスを得られるものではなくなってきているとは言えようかと思えます。

しかしながら、そうであるからといって、そのことが賭博行為の禁止をやめにして、これを非犯罪化すべきだ、一般的に合法とすべきだという議論につながるものではありません。もしこの社会において賭博行為を無制限な形で許容したとすれば、そこから種々の弊害が生ずるであろうことも疑いのないところだからです。今の法制度の下では、社会的有用性ないし有益性を持つ一方で、様々な弊害を引き起こし得る行為、これをひとまず一般的な禁止の下に置き、公的な監督により、弊害の除去ないし極小化が担保される場所で禁止を解除することは可能ですし、しばしば行われています。酒税法による酒類の製造の禁止がその一例でありましょう。酒類の製造の一般的禁止に、例えば、健全な生活習慣の維持といった一般的な保護法益を想定する必要もありません。お酒の製造は、それがいわば東として持ち得る弊害のゆえに一般的に禁止されていますが、行政的な監督の下に置かれ、行政法令を通じての規制により、その弊害が除去ないし極小

化されるところに、その一般的な禁止が解除されています。賭博行為についてもこれと同じように考えれば足りると思われまます。

この点で参考になるのがドイツ刑法です。ドイツでは、賭博罪の構成要件そのものが「官庁の許可を得ないで公然と賭博を開催した者は・・・」となっておりまして、行政的規制をかいくぐるところに違法性が生じるものとされています。賭博行為そのものが有する法益侵害性を根拠に処罰するというのではなく、行政的規制を離れて行われるところに生じ得る諸々の弊害に注目しつつも、直接には国による監督を逃れて賭博を行うことを処罰の理由としているわけです。

以上のいささか辛気臭い検討も、私は無意味ではないと考えています。と申しますのは、ここからは次のことが導かれるからです。すなわち、賭博行為は確かに一定の法益侵害性を有するが、しかし、それを凌駕するだけの優越的利益が認められるから合法化され得るとか、あるいは、より具体的に、依存症を生み出すというデメリットを総合的に上回る経済的メリットがあるから合法化されるとか考えることは適切ではないということです。そうではなく、賭博行為がいわば束として持つ弊害が除去ないし極小化されることが担保、保障されるところで初めて、それは合法化されると考えるべきだということになります。

次に、「3 小括」は省略して、4に入りまして、以上述べましたことを前提に、カジノ施設の合法化のための条件について考えてみたいと思います。法務省の御説明にありました8つの考慮要素につきましては、刑法が賭博を犯罪と規定した趣旨を没却しないようにするための考慮要素としてまさに意を尽くしたものであり、内容的にも適切なものと考えております。しかし、なぜこれらが考慮要素となるのか、そして、結局のところ、これらを考慮要素として、そのいかなる条件が充足されたときにカジノ施設は合法化されるのかをより明確化する必要があるというのが私の見解です。

先ほど、賭博罪の違法性阻却のためには、賭博行為が束として持ち得る弊害の除去ないし極小化が必要だと申しました。そこにおいて問題となる弊害とは、第1点として、不正な行為ないし不正なゲームが行われることにより、競技者・参加者が財産的被害を受けるおそれがあることです。第2点として、その事業により運営主体がひとり私腹を肥やすという不正義が生じることです。これは、ドイツの判例でも、「人に生まれながらに備わっているギャンブル性向を事業者が商業主義的に利用することが行われる」という言葉で表現されている弊害です。第3点として、ギャンブルの持つ依存作用ないし中毒効果により、参加者・競技者がその生活の基盤を破壊されるおそれがあることです。賭博行為の弊害は以上の3点に集約可能であろうと考えております。

私の理解では、8つの考慮要素は、これら3点の弊害を除去ないし極小化するために考慮されるべき視点になります。時間の関係で十分な検討はできませんが、以下では、カジノ施設に即して特に問題となる事柄を個別に取り上げて、私が存じ上げている限りでの本推進会議での方向性に対し、若干のコメントを加えさせていただきたいと思つて

おります。

まず、これは運営主体等の性格にかかわる論点ですが、カジノ事業を、これまでの公営競技の場合とは異なり、民間業者に行わせることが、上記3点の弊害の除去ないし極小化という観点の下で適切なものであり得るかが問題となります。この点については、事業者の選定、事業の運営及び環境の保持、これは治安の維持とか青少年保護、暴力団の排除等を含むものですが、これらに関する監督が官公庁により責任を持って行われる限り、これを否定する理由はないと思われます。こうした点に関する官民の差別的取扱いには原則的な疑問がありますし、ヨーロッパでは官による独占的な運営がEU共同体法違反とされていることも参考になるかもしれません。本推進会議のコンセプトでは、事業者のみならず関係者を含めて、厳格な要件、厳正な審査の下で、限られた形での参入を認め、具体的な事業活動についても、内部管理体制構築の義務付け等を行い、通常の民業規制に見られない程の厳格な規制を実施することを検討していると伺っております。そうであるとしても、カジノ事業者が民間業者であるという1点をもって不適切であるという意見は出てきにくいものと考えております。

なお、とりわけ弊害のうち1点目にかかわるゲーミングの公正性の確保については、特にカジノ管理委員会が重要な役割を果たすと伺っており、このカジノ管理委員会が適切な体制と十分な権限を持ち、事業運営につき、積極的な介入、すなわち、監査や立入検査等を行う他、必要に応じて、都道府県警察等の機関と連携することが予定されていると伺っております。

また、運営主体との関係で言及させていただきたいと思ひますのは、先ほどの8つの考慮要素の中には、目的の公益性と収益の扱い、つまり、用途の公共性という2つが含まれていることです。私の理解では、これは賭博行為の持つ弊害を埋め合わせするためのプラス要素として要求されているものではありません。これは、弊害のうち2点目である「運営主体がひとり私腹を肥やすという不正義が生じること」との関係で意味を持つ要素として把握することができます。こうした弊害を除去するためには、カジノ収益の内部還元によりIR区域の整備が行われること、そして、そのことを含めてカジノ収益の社会還元が確保されることが重要なことと考えられます。とりわけ、収益の社会還元という見地からは、一般の租税とは別に、GGRというのでしょうか、カジノ粗収益に対し、国及び地方公共団体が納付金を賦課することが大きな意味を持つと思われます。その他、カジノ収益が部外に不当に流出しないこと、例えば、カジノ事業から収益を得ることができる者をIR事業を行う者に限定することや、IR事業に係る契約取引等を規制の対象にすること等の方向での検討も行われていると伺っております。これらは、いずれも弊害のうち2点目を除去する制度的仕組みとして位置付けられるものと考えております。

弊害のうち3点目の依存防止との関係では、8つの考慮要素にある射幸性の程度への配慮と並んで、公営競技と比較したときのカジノ施設の特殊性に注目することが必要で

あるように思われます。カジノにおける行為については、短時間に繰り返しゲームが行われ、冷静になる時間が間に挟まれないことから、その現場で自制心を失って賭けにのめり込むという事態が生じるおそれがあります。こうした事態に対する対応としては、入場回数の制限、資金貸付対象者の制限、カジノ施設内におけるATMの設置禁止、カジノ施設周辺のキャッシング機能つきATMの設置禁止等が検討されていると聞いておりますし、事業者に対し、依存防止プログラムの実施を義務付けること、事業者に対する依存症関連の教育を実施すること、カジノ施設内を見回り、リスクある顧客への適切な声かけや退去等の措置を講じさせること等を検討していると伺っております。確かに、これらは、カジノ施設の特特殊性に応じた、しかも有効性を期待できる弊害防止策と見ることができると思われます。

大変駆け足でありましたが、「カジノ施設合法化とその条件をめぐって」と題してお話しさせていただきました。私は、IRとカジノについては素人ではありますが、予めいただいた資料はよく読ませていただきました。そして、今、本推進会議の検討の方向性の中に、カジノ施設の合法化に向けて何か障害となり得る要素があるかと問われれば、本会議のコンセプトは、この点に関する限り、大変周到に考えられており、私には合法化を挫折させ得るような問題点を発見することはできませんでした。それが私の結論ということになります。

御清聴ありがとうございました。

○山内議長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について、法務省からコメントをいただきたいと思います。

○菊池法務省大臣官房審議官 法務省からは、事務局から説明のありました特別法における制度の概要について、コメントを申し上げたいと思います。

制度の概要について御説明がございまして、また、8つの考慮要素を踏まえた御説明をいただいたところでございまして、今後、さらに詳細な検討が事務局においてなされるものと考えております。

もとより、最終的な法務省としての見解は、具体的な法律の内容を踏まえて申し上げることになるところでございまして、現時点でこの概要に基づいて確定的な意見を申し上げることは困難と言わざるを得ませんけれども、一方で、事務局におかれましては、特別法と刑法の賭博法制との整合性について、緻密に必要な検討がなされているものと考えております。いずれにいたしましても、法務省としては、特別法の検討や立案に当たりまして、今後とも必要な協力をしてまいりたいと考えております。以上です。

○山内議長 ありがとうございました。それでは、本議題につきまして、質疑・意見交換を行いたいと思います。御質問、御意見のある方は挙手をお願いします。渡邊委員、ど

うぞ。

○渡邊委員 まず、法務省に御確認したい点がございませぬ。今回の事務局の資料2-3の2ページに、昨年の平成28年12月8日に参議院内閣委員会で大門実紀史議員から提出された資料の中で、下の方に、8つの考慮要素、今回の法務省の資料の中にも考慮要素として8つが出ておりましたけれども、こちらでは、「例えば」以下のところで、「①目的の公益性（収益の用途を公益性のあるものに限ることも含む。）」、「②運営主体等の性格（官又はそれに準じる団体に限るなど）」と書かれておりますけれども、12月8日の参議院の内閣委員会における大門実紀史議員の質問に対する当時の法務省政府参考人の答弁においては、法務省としては、①の目的の公益性に関しては、収益の用途の公益性は一例で、これに限定されないこと、運営主体の性格に関しては、官またはこれに準ずる団体であることは一例にすぎないという御答弁がございましたが、ここは現在もこの理解でいいのかという確認です。

それから、8つの考慮要素を総合的に考えれば、民間が主体となるカジノといいますか、IR事業も十分可能なのかと、認められる場合もあり得るという理解でいいかという点を確認させていただいた後に、私自身の意見を申し述べさせていただきたいと思ひます。

○山内議長 法務省、いかがでしょうか。

○菊池法務省大臣官房審議官 お答えいたします。私の御説明の中でも申し上げましたけれども、考えなければいけないのは、刑法という法律の中で賭博という罪が規定されている、その一方で、特別法としてカジノを合法化するとき、その両者の整合性を図る必要があるだろう。その両者の整合性を図る上で考慮されるべき要素として考えられるものが、この8つでございませぬ。ただ、これはあくまで例示でございまして、考慮されるべきファクターというか、要素を例示したものであるということでございます。

また、御指摘いただいたペーパーの中で、括弧書きで「官又はそれに準じる団体に限る」といった記載がございませぬのも、既存の公営競技等において、例えば、運営主体が官またはそれに準ずる団体に限られているということを踏まえてそのように規定したものでございまして、いずれも各考慮要素のいわば例示でございませぬので、括弧書きにあるものしか許容されないという意味で記載したものではありません。この8つの考慮要素の関係にいたしましても、例えば、運営主体の性格とか収益の扱いについても、6番目に掲げられている運営主体の公的監督と併せて考えなければいけないものだろうと思ひますので、そのように理解しているところでございませぬ。ありがとうございます。

○渡邊委員 改めて確認ですけれども、8つの考慮要素を、今回の法律を具体的に想定す

るということではなくて、公的主体であることは例示にすぎないということであれば、特別法の内容次第では、民間が主体となるカジノ事業も可能であるといった理解でよろしいでしょうか。改めて質問させていただきます。

○菊池法務省大臣官房審議官 民間が主体であることのみをもってして直ちにそれが許容されなくなるというものではないだろうと思います。他の仕組みも総合的に考慮して判断する必要があるだろうと思います。

○渡邊委員 ありがとうございます。今日の法務省のペーパーの中では、8つの考慮要素の中で、最初の2つの要件が単に「目的の公益性」、「運営主体等の性格」となっており、後ろの括弧書きがなくなっております。括弧書き部分も要件であるかのような誤解を与えないようにするため、今後のペーパーではぜひこの括弧書きなしの今日御提出されたペーパーのような考慮要素にしていきたいということがまずは要望であります。

あとは私の意見を簡単に申し述べさせていただきますけれども、今日の事務局の資料2-3の1ページに賭博罪の保護法益が書かれておりまして、先ほどから御説明がありましたけれども、「国民の射幸心を助長し、勤労の美風を害するばかりでなく、副次的な犯罪を誘発し、さらには、国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれすらあることから、社会の風俗を害する行為として処罰することとされている」、この保護法益を考えますと、これは私自身の見解ですけれども、8つの考慮要素の中で一番重要なのは、「副次的な弊害の防止」ということにあるのかな、それに関連する「射幸性の程度」ということにあるのかなと、私自身は考えております。

今回、IRを考えるに当たっては、事務局案を基に、推進会議の中でも、一生懸命と言ってもなんですけれども、世界最高水準のものを考えてきた。例えば、カジノの施設の面積については、1.5万㎡、これについては、事業者から狭過ぎるという意見もあります。そこは、公益性を実現する、要は、違法性阻却の点からやむを得ないという点もあると思いますし、かなり事業者側からも異論がありますマイナンバーカードがなければ入場できないということも、副次的な弊害の防止ということにかなり腐心した内容になっているのではないかと。そういった意味でも、この2つの要素は非常に重要なのかなと思っております。

今、他の既存の遊戯やギャンブルにおいても、依存対策に力を入れているということは、まさに違法性阻却と申しますか、賭博罪の中で正当行為というものを現代的にどう考えるかということが非常に問題となっているのかなと考えます。もちろん他の要素についても、目的の公益性や運営主体の性格、これは公営競技ではございませんから、官ではない民間主体というところはありますけれども、かなり公に準じたものになっているかと思えますし、運営主体の廉潔性や公的監督、財政的な健全性という点については、



今回、参入規制、財政的規制も、今までの公営競技にはないような厳格なものを求めている。こういったことを総合的に考えると、私の個人的な見解ですけれども、今回の推進会議の中で検討されている、様々な規制全てを総合的に考慮しますと、これが賭博罪で、正当行為とされないということは全くあり得ないと、私自身は考えております。以上でございます。

○山内議長 ありがとうございます。美原委員、どうぞ。

○美原委員 井田先生から、非常に興味深いお話をお聞きしました。ありがとうございます。若干先生に質問させていただきます。先生は、合法化の条件の一つの要件として、事業者が1人私腹を肥やすという不正義が生じる、ことを挙げられておられます。かかる状況が生じないように、売り上げに納付金を課すことや、収益の内部的な還元を確保する仕組みを構成することにより、公益性を確保する論拠にしているわけです。一方、IR事業者による正当な投資行為に基づく合理的なリターンの享受は、当然許容されるべきであり、かつ当然公益には反しないと私は考えています。この点に関し、先生の御意見をお聞きしたいと思います。これは、事務局のペーパーによりますと、公益性の限定とか、不当な部外流出とか、極めて厳しい表現もあり、考え方次第では、誤解を招きかねない側面もあるわけです。あくまでも民間事業である以上、投資や事業に対する合理的なリターンを民が享受することは公益に反しないとこの点につき、先生のご意見をお聞きしたいのが1点。

もう1点、これは私の個人的な見解ですが、先生の御意見も正確にお聞きしたいわけです。保護法益の考え方です。刑法上の保護法益の考え方に関しては、昭和25年の最高裁の判例が都度参照されるわけですが、時代の環境の変化により、変わるべき側面と、変わらない普遍的な側面の両方があると考えています。勤労の美風というのは、昭和20年代は確かにその様な倫理的な価値感が社会にあったのでしょうか。但し、現代社会では先生ご指摘のように、最早社会にとっての共通の価値観とも思えません。一方、国民を保護する考えや、賭博がもたらしうる弊害をどう縮減し、国民を守るか、という保護法益の考え方自体は全く変わっていないと思うのです。現代社会では、公営賭博をはじめ賭博行為自体は、庶民の娯楽として定着し、認められている以上、現代社会では必ずしも賛同を得られない倫理的価値観よりも、より現実的な保護法益の考え方が定義されてしかるべきと思うわけですが、先生の御意見をお聞きしたいと思います。

○井田中央大学大学院法務研究科教授 御質問いただき、ありがとうございます。2点御質問いただきましたが、第1点目から私の考え方を簡単に申し上げたいと思います。私は、賭博が持っている弊害を3つに集約できるのではないかと申し上げました。その2つ目の弊害として、若干曖昧で言葉として熟していないのですが、事業によって運営

主体がひとり私腹を肥やす、そこから不正義が感じられるという言い方をいたしました。これをどう表現するのが一番適切なのかと、私自身、迷っているところでもあります。もう少し厳しい表現を使うとすれば、誘惑に駆られてギャンブルにのめり込む、そういう人の弱さにつけ込む形で私利私欲が蓄積されていくという事態が生じるとすれば、これをおそらく不正義だと思えない人はあまりいないと思うのです。ドイツの判例などでも、そういう人が持つギャンブル性向を事業者が商業主義的に利用して搾取する、というイメージでもって語られているのも同じことを言おうとしているのだろうと考えております。ただ、もう少しマイルドな言葉がないかと色々考えてみた結果として、「その事業により運営主体がひとり私腹を肥やすという不正義が生じること」という表現を用いさせていただきました。

そうであるとしますと、おっしゃるように、合理的なリターンとしてその事業者が一定の収益を得る、それに対して、楽しみの代償として多少の損をするという事態が生じたとき、それは個人の自己決定の問題であり、今、申し上げた意味での不正義がそこにあるとは到底考えられないわけです。いつ、合理的なリターンの問題からギャンブル性向への不当なつけ込みに転化することになるのか、そこにはもちろん難しい問題があるのですが、私は第2の弊害としてそういった事態を考えていたというのが最初のご質問に対するお答えです。

第2点目のご質問、これは非常に難しい問題です。賭博を社会において無限定な形で許容したとき、そこからいわば束の形でもって色々な弊害が考えられる。そこで、賭博を一般的には禁止するのが合理的だというのは、おそらく誰も反対しないことなのではないかと思うのです。問題は、その束として出てくる弊害というものを裏返しにしたときに、一定の明確な法益として我々がイメージできるものがあるのかということです。そのために勤労の美風ということが言われて、それを我々が本当に説得的なものとして受け取れるものかということ、先生もおっしゃった昭和20年代は違ったのかもしれませんが、現在だと、その言葉が非常に説得力を持つという感じではないと思うのです。元々社会的法益というのは抽象的なものでありますので、抽象的だからだめだということではないと思うのですが、それにしても刑法の処罰規定が勤労の美風を守るために存在しているという言い方で大方のコンセンサスを得ることができるとは思われないのです。

私が考えますのは、むしろそれはお酒の製造を禁止するのに近い面を持っている。酒類は色々な有害性も持っておりますので、それを誰にでも無制限にやらせれば大変なことになる可能性がある。ひとまず一般的に禁止しておいて、行政官庁が色々な形での規制を加えることでそれを許すという関係があります。実体はこれと関係が近いのではないかと思うのです。

束の形で観念できるその弊害の束を裏返しにしたときに、保護法益の形で表現できるイメージがあるとすれば、それが一番理想的ではあるのですが、なかなか難しいのです。

また、色々な文献を見てもそういう言語化の試みは行われていません。賭博罪はXという法益を侵害する行為である、具体的には色々な弊害をそこに考えることができる。しかし、「Xとは何か」と聞かれると言葉で表現することは難しい。お答えになっているのか分かりませんが、以上でございます。

○山内議長 よろしいですか。関連ですね。

○櫻井委員 井田先生に今の関連で御質問させていただきたいのですが、そうすると、刑法上の賭博罪については、昭和25年当時の説明の仕方からすると、それは説得力を失っているのではないかという御指摘があり、酒税法の例を例えば挙げられるのではないかとおっしゃったのですが、私の理解では、どぶろく裁判等もありましたので、酒税法の規制というのは、むしろ税収確保のための政策的な色彩が非常に強いもので、もちろんアルコールに対する対応というものも全くないわけでもないのしょうけれども、多分主たる理由はそういうものではむしろないのではないかという印象を持っております。

お伺いしたいのは、ドイツ刑法では直接的には国の監督を逃れて公然と賭博を行うところに処罰の理由を求めていると書かれているのですが、これだと国の監督を逃れてやるのがまずいということでしょうか。

○井田中央大学大学院法務研究科教授 その通りです。

○櫻井委員 ということは、賭博そのものはとくに問題はなく、公然とやるのがよろしくないということであると理解すると、非常に賭博罪の違法性が軽く聞こえるのですが、そこはどう理解したらよろしいでしょうか。

○井田中央大学大学院法務研究科教授 ドイツ刑法は、行政官庁の許可を受けずに公然と賭博を開催して儲けることを処罰の対象としており、例えば、個人が友人とプライベートに高額な賭けをしたとしてもそれだけでは処罰しないのです。私は、法益の理解という点でドイツ刑法のような行き方は大変示唆に富むものと考えております。先生は行政法の専門家でいらっしゃるしますので、少し私も専門的なタームを使って御説明したいと思います。

刑法が保護する法益の中には、生命や身体・健康・財産といった本来的な刑罰的法益（刑事刑罰的な法益）と、行政法による規制をいわば横から補強するような形で刑法が登場するときに想定される法益（行政刑罰的な法益）という2つのものがあります。後者の法益については、刑法が保護する以前に、行政法がそれを具体化する必要があるのです。ここには、よく言われるように、刑法の「行政法従属性」という現象が生じます。

例えば、環境という法益を考えます。環境を害してはいけないと我々は言います。で

すから、環境というのは、保護法益として当然承認できると我々は考えています。しかし、考えてみれば、我々は社会生活を営み、また、色々な産業が行われ、色々な工場があり、環境は不断に侵害されています。ですから、およそ侵害されてはならない環境という法益は考えられないのです。考えられるとすると、行政的な規制をかけて、行政的な規制の範囲内で行われる分には許されるけれども、行政の規制の外で、例えば、無許可で、あるいは許された分量を超えて物質を河川に流してしまうとか、あるいはガスを大気中に出してしまうということに対してそれを処罰するということになります。つまり、行政法による具体化以前には法益は存在しない。行政法により具体化されてはじめて法益として出てくるということである。法益自体が行政に従属している、行政の規制に従属しているといってもよい。

このようにして、私が研究者としてぎりぎり聞かれたときには、賭博罪の保護法益とは実は刑事刑法的な法益というよりはむしろ行政刑法的な法益だとお答えすることになると思います。なお、行政法の規制を横から補強するためとはいえ、規制を免れて行われる行為の有害性が大きいのであれば、それなりに刑を重くすることは可能かと考えております。

○山内議長 よろしいですか。

○櫻井委員 ありがとうございます。

○山内議長 どうぞ、熊谷委員。

○熊谷委員 私は法律の専門家ではないわけですが、事務局に資料2-3の3ページのところで非常に網羅的にまとめていただいて、これを踏まえて、また、井田教授の御話、法務省の御話、これらを総合的に考えると、現状の議論の方向性においては、違法性の阻却のことは全く問題にならないのではないかと、これが個人的な考えでございます。ただ、法務省からも御話がありましたように、制度全体を総合的に考慮することが重要だということですから、これから最終報告案の作成に向けて詰めの議論のところで総合的な視点で最終的な報告案をまとめていきたいと考えております。

井田教授に1つ質問させていただきたいのですけれども、冒頭で個人的な御見解であるということでおっしゃいましたけれども、私自身は、今回はかなりきめ細かく制度を作っているのです、違法性の阻却は全く問題にならない話なのではないかと思っているのですが、先生の目からご覧になって、例えば、刑法の通説的な見解、これと照らしたときに、違法性の阻却が問題になる余地が少しでもあるのかどうか、そのあたりの印象とか、イメージを簡単に教えていただけますでしょうか。

○山内議長 どうぞ御発言下さい。

○井田中央大学大学院法務研究科教授 この推進会議でどういうコンセプトで今回のカジノ施設への規制を考えられているか、大まかなところはお教えいただいたり、また資料を読ませていただいたりいたしました。もちろん、細かなところまで承知しているわけではございませんので、伺った範囲内ということで申し上げますと、世界最高水準の規制という言葉が素直に耳に入ってくるという感じがいたしました。きわめて周到に考えられており、現行刑法との整合性という観点から見たときになかなかこれに反対することは難しいご提案になっている、というのが私の意見でございます。

ただ、実際に行われてみたとき、予め想定していなかった問題が出てくる可能性は排除できませんので、それはそのときにまた柔軟に対応していくことが要求されると考えております。

○山内議長 よろしいですか。どうぞ、武内委員。

○武内委員 8点の考慮要素について、色々な御説明の中で、この8点を満たしていないからといって100%だめなわけではないという話だったと思います。この8点に対する対応のそれぞれの理由が既に資料2-3の3ページでも説明してあるので、それに対する説明ができるから違法性阻却事由として成り立つのではないかということだと思うのですが、その8点が説明できなくても成り立ち得るということについては、それが割と強調されているような気がしたのですけれども、既に8点が説明されているから問題ないという話の流れになるのか、そこのところが分かりにくかったのですけれども。

○山内議長 これはどなたですか。事務局、どうぞ。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 そこは、あくまでも制度設計を全体として総合的に観察をして結論を出していくことが何よりも大事という趣旨だと思っております。法務省からも御説明がありましたように、8つの考慮要素というのはあくまでも例示だということになっておりますので、これで尽きているわけではないかもしれないということでございます。従いまして、この8つのうち1つの要素が成り立っていないからこの全体の議論として問題があるというアプローチではなく、制度設計の全体を総合的に見て観察して判断をしていくことが必要、その上でいけば、とりあえず8つの要素については、それぞれ制度設計上の工夫を万全にこれまで御議論いただいたのではないかと我々事務局としては考えているというプレゼンテーションだと御理解いただきたいと思っております。

○山内議長 あまり納得していない顔ですね。大丈夫ですか。

○武内委員 これは、もちろん８点が説明できているからそこは大丈夫で、またさらに総合的により考えなければいけないというニュアンスが残るというイメージでとりました。

○山内議長 少なくとも必要条件ではないらしいですね。ですから、それについて、この８点自体もこれで十分かという議論もないことはないと思うのですが、総合的に考えてと。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 ８点に基づく制度設計が全部揃っているということが必要条件ではないということはそのとおりだと思いますし、また、この８点についても考えた上で、３ページに書いてありますように、全体としてこの整合性は図られているのではないかと我々事務局も考えているということでございます。その部分はこの必要条件を満たしているのではないかと考えているということでございます。

○山内議長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。時間も近づいてまいりましたので、本日の議論はここまでとさせていただこうと思います。本日の会議の内容につきましては、会議終了後、私から記者に対してブリーフィングを行いたいと思っております。それでは、次回の日程等、事務局から連絡事項等がございましたら、よろしくお願いいたします。

○中川特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長 次回の日程につきましては、議長とも相談の上、委員の皆様と調整をさせていただきます。

○山内議長 どうもありがとうございました。それでは、以上で第８回「特定複合観光施設区域整備推進会議」を終了とさせていただきます。熱心な御議論をどうもありがとうございました。

#### 【「全体レビューについて」に係る議事要旨】

取りまとめに係る構成や編集方針等について、委員間で自由な意見交換を行った。

以上